

下水道工事に伴う測量・調査の進め方

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

下水道の必要性

下水道を使用されていない家庭の下水は、道路側溝や河川に流れ、河川等を汚す主な原因になっています。公共下水道はトイレの水洗化だけでなく、家庭や事業所から出る汚水を下水処理場に集め、きれいに処理して河川に流しています。

公共下水道は、トイレや台所などの汚水をそのまま下水道管に流せるため、悪臭だけでなくハエ・蚊などの発生を防いで衛生的になり、汚水は下水処理場で適切に処理されて河川に流しているため、河川が本来の美しさを取り戻すためにも大きな役割を果たしています。

どうか公共下水道を整備させていただく必要性を御理解いただきまして、御協力の程よろしくお願いいたします。

1 下水道工事に伴う測量・調査業務の発注

下水道工事を発注するための準備として、入札により委託業者を決定し、下水道管を埋設する位置を検討するため測量・調査の委託業務を行います。

2 委託説明会（今回は、送付いたしました資料での説明になります。）

測量・調査業務の着手前には、対象となる皆様に現地での測量や調査方法等に係る説明会を開催します。

3 下水道工事に伴う測量・調査業務のお知らせ

委託業者が決定後、皆様には委託期間や委託概要などを回覧等によりお知らせいたします。

4 下水道工事に伴う測量・調査業務の着手

1 資料1「案内図」の調査[設計委託]範囲を委託業者が下水道管の埋設する位置を検討するため現地での測量や水道管・ガス管などの埋設調査を行います。

なお、委託業者は、本組合発行の身分証を携行しています。

2 委託業者の調査が必要な場合は、皆様の土地へ立ち入らせていただくこともありますので、御協力をお願いします。

3 委託業者から調査範囲の土地所有者の皆様へトイレや台所などの汚水を下水道へ取り込む「公共汚水ます※」を道路に面した宅地内に設置させていただくため、「公共下水道取付管等設置申請書（以下「取付管等設置申請書」という。）」を郵送又は配布いたします。

4 取付管等設置申請書の提出を受けて、下水道工事の設計に反映させていただきます。

※ 公共汚水ますは（公共ます）と表記されているものと同じものです。

塩化ビニール製で蓋の直径は約 20cm、標準的な深さは約 80cmとなります。道路と民地の境界から約 50cm民地に入った場所に設置させていただきます。

5 取付管等設置申請書へ記入のお願いと注意点

お手元に「取付管等設置申請書」が届きましたら、資料2裏面「取付管等設置申請書記入例」を御参考にしながら、取付管等設置申請書に希望する公共汚水ますの設置位置や必要事項を御記入のうえ、委託業者へ返送手続きをお願いいたします。

裏面に続きます

注意点

- 1 公共汚水ますは、原則一宅地に1箇所設置させていただきます。複数の土地に跨る建物を所有されている場合は、この限りではありません。
- 2 現在、駐車場、空き地、畑等で建物がない土地には、今回の下水道工事では公共汚水ますの設置はいたしません。後日、建物を建てられるときに本組合の負担で設置させていただきます。
- 3 公共汚水ますの設置位置が決められない場合は、浄化槽を例にしますと現在使用している浄化槽までの配管を利用し、下水道へ切り替えることが経済的に有利な場合が多いため、浄化槽の出口付近にある道路に近い「ます」の位置を目安に取付管等設置申請書を記入していただく、と経済的に有利となる可能性があります。
- 4 設置位置が決められない場合は、本組合職員が現地で立会いアドバイスすることもできますので、下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。
- 5 下水道工事の着工前までであれば、公共汚水ますの設置位置は変更できますので、下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。

6 下水道工事に伴う測量・調査業務の完了

下水道管の埋設する位置を検討するため現地での測量や水道管・ガス管などの埋設調査や土地所有者の皆様より提出されました取付管等設置申請書を基に、下水道工事に係る費用を積算するための設計図面を作成し業務は完了となります。

7 その他

- 1 資料2「公共下水道が使用できるようになるまでの流れ」には、皆様をお願いすることと本組合が行うことを記載しておりますので、御参考にしてください。
- 2 資料3「汚水管渠築造工事に伴う調査[設計委託]Q & A」に一般的な質問と回答を記載しておりますので、御参考にしてください。
また、御不明な点がございましたら、下記まで御連絡いただきますようお願いいたします。
- 3 資料4「下水道区域の皆様へ」には、下水道への接続工事のおおよその費用と下水道使用料が記載しておりますので、御参考にしてください。
- 4 資料5「下水道に接続しましょう」には、下水道への接続方法などを記載したパンフレットになっておりますので、ご参考にしてください。
- 5 下水道工事の実施時期は、令和4年度に予定しています。
- 6 下水道工事説明会は、別途に御案内いたします。

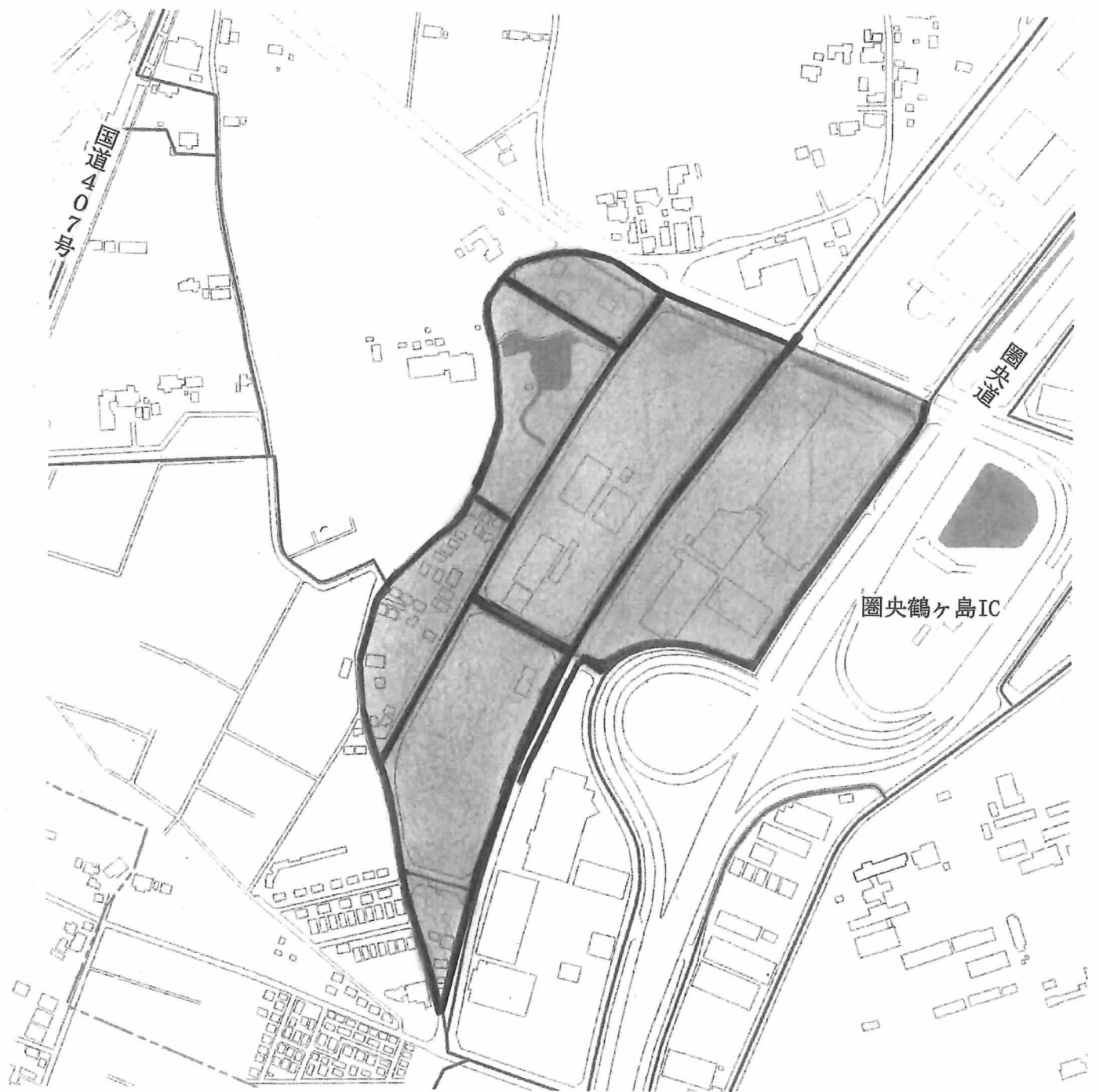
○連絡先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

担 当 課 建設課 建設係

電 話 049-283-2052(直通)

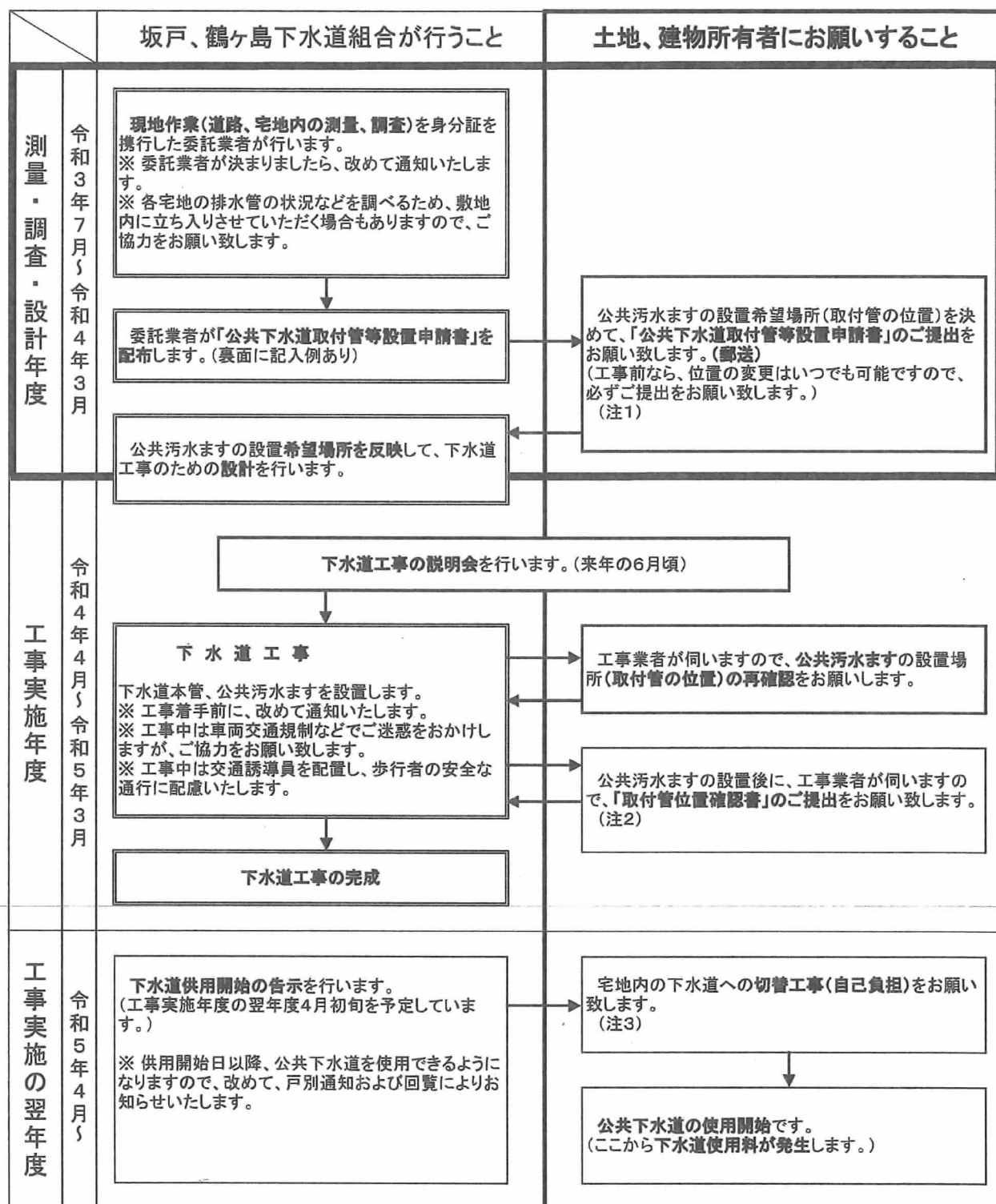
※開庁時間 午前8:30～午後5:15(土・日曜日、祝日除く)

案 内 図 資料 1



令和3年度 調査〔設計委託〕範囲

公共下水道が使用できるようになるまでの流れ



※上記のフローは大まかな流れを示したものであり、工事説明会の実施時期等については変更となる場合があります。

(注1) 公共汚水ますとは、各戸からの排水を公共下水道に接続する(流す)ためのものです。
「公共下水道取付管等設置申請書」のご提出が無いと、公共汚水ますの設置ができません。
※ 公共汚水ますは(公共ます)と表記されているものと同じものです。

(注2) 決めていただいた位置に公共汚水ます及び取付管が入っていることを確認していただくためのものです。

(注3) 公共下水道への切替工事は、ご本人さまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ依頼いただくことになります。
指定工事店については、組合ホームページ(<http://www.stgesui.or.jp/kurashi/setsuzoku/>)から最新のリストをご覧ください。

記入例

令和〇年〇月〇日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道取付管等設置申請書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

管理者 石川 清 あて

土地使用者	住所	坂戸市千代田××-□□
	氏名	坂鶴 一郎
	電話	△△-〇〇〇〇
土地所有者	住所	坂戸市千代田××-〇〇
	氏名	下水 二郎
	電話	〇〇-△△△△

取付管等の設置について、坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道取付管等設置取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 設置場所（地番） 坂戸市千代田××-□□

2. 位置図（隣地境界からの距離を記入） ※道路より約0.5m民地に入った所へ設置します。

※隣宅境界から公共汚水ます設置までの距離を記入して下さい。		
Aさん宅境界から〇〇mの所（重要）		公衆道路又は私道
境界線		
Aさん宅	申請者宅	Bさん宅
公衆道路又は私道		※公共汚水ます及び取付管の設置箇所について御不明な点などございましたら組合へお問い合わせください。
※公共汚水ますは（公共ます）と表記されているものと同じものです。		

污水管渠築造工事に伴う調査〔設計委託〕 Q & A

Q: 公共污水ますとは何ですか？

A: トイレの污水やお風呂、台所等の雑排水をまとめる『ます』のことです。

また、排水管の清掃・点検が容易にできることを目的にしたものです。

資料6: 公共污水ます構造図、取付管布設標準図

Q: 公共污水ますの設置費用は、どうなるのですか？

A: 公共污水ますと公共下水道管までの取付管の設置の費用は、公費で行いますが、皆様方の敷地内のトイレ、お風呂、台所等の排水設備を公共污水ますへ接続する工事は、私費（自己負担）で行っていただきます。

Q: 公共污水ますの設置数は？

A: 原則1敷地に1箇所です。

ただし、施工時に畑や駐車場等になっている土地の場合は、公共污水ますは設置しません
が、将来排水設備が必要な際に設置基準に基づき、公費にて公共污水ますを設置させていただきます。

Q: 公共污水ますの深さは、どのくらいか？

A: 公共污水ますの深さは、約80センチメートルとなります。

ただし、個々の敷地の状況により異なる場合があります。

ちなみに、公共污水ますは、道路境界より50センチメートル以内の場所に設置します。

資料6: 公共污水ます構造図、取付管布設標準図

Q: 公共污水ますの設置場所は、どこに設置すればよいのか？

A: 設置可能な場所は、道路境界より約50センチメートル以内の場所です。

また、トイレ・お風呂・台所など雨水以外の排水を集めますので、これらの排水を集めやすい場所を選んでください。

(例) 現在使用されている浄化槽の上水を排水している、ますの近くなど。

または、下水道組合へ連絡をいただければ現地を確認の上、対応させていただきます。

(連絡先: 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 建設課 049-283-2052)

設置場所に水道管・ガス管・排水管・樹木など支障物がない場所をお願いします。

なお、2軒以上で宅内の配管を共同使用されている場合は、関係者で話し合いをしていただき設置場所を決めてください。

※公共污水ますは(公共ます)と表記されているものと同じものです。

Q: 公共下水道取付管等設置申請書の書き方がわからない？

A: 記入例を参考にしてください。

または、下水道組合へ連絡をいただければ現地を確認の上、対応させていただきます。

(連絡先: 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 建設課 049-283-2052)

Q: 下水道工事は、来年度のいつ頃から実施するのか？

A: 例年6月頃、沿線住民の方を対象に工事説明会を開催し、工事の概要等をお知らせさせていただきます。(今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地元説明会を自粛しました。)

その後、工事請負業者が、8月頃から翌年3月までの期間で工事を進めます。

下水道工事は国の交付金を財源に充てて実施する公共事業ですが、近年の社会経済情勢や災害等の影響により、来年度工事を実施するために必要な交付金が大幅に削られることも予想されます。

そうした場合に、すべて税金を投入すれば工事を実施することは可能ですが、構成市【坂戸市・鶴ヶ島市】の財政事情や費用対効果等の問題もあり、すべて税金を投入する方法で工事を実施することは難しく、やむを得ず工事を翌年度以降に先送りする場合もございます。

皆様にはたいへん御迷惑をおかけすることになりますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

Q: 公共下水道へ接続できる時期は？

A: 公共下水道の工事完成後、当組合が供用開始の告示を行います(令和4年4月頃を予定)。

告示がおこなわれた区域が「処理区域」となり、水処理センターで汚水処理をすることができる区域となります。

公共下水道の整備が完了し、下水道が利用できる区域になると、建物所有者は【下水道法】に基づき、公共下水道へ接続する工事[宅内の排水設備工事]を行うことが義務付けられます。

なお、浄化槽は公共下水道が使用できるようになるまでの簡易水洗です。宅内の排水設備工事は、みなさまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ直接依頼していただくことになります。

また、みなさまがお住まいの地区について供用開始の告示を行った際は、当組合の「公共下水道の供用開始と接続工事(宅地内)の実施について(お願い)」の通知によりお知らせさせていただきます。

※公共汚水ますは(公共ます)と表記されているものと同じものです。

下水道整備区域の皆様へ

●下水道が整備されたら下水道への接続工事をお願いします。

下水道が整備されると衛生面が向上し、また、浄化槽を使用することなく使用した水を直接下水管へ排水することができるようになります。

下水道を使用するためには、下水道本管工事の完了後、公共汚水ますにトイレの排水や、台所や風呂からの生活雑排水をつなげる工事が必要となります。

皆様には、当組合の指定工事店の中から、ご自分で選んで接続工事をしていただきます。
指定工事店以外での接続工事はできませんのでご注意ください。

また、この接続工事の代金は、皆様のご負担になります。工事代金は指定工事店に直接お支払いください。

汲み取りからの接続（おおよそ40万円ぐらい）

単独浄化槽からの接続（おおよそ20万から30万円ぐらい）

合併浄化槽からの接続（おおよそ10万から20万円ぐらい）

※それぞれお宅の状況や、施工方法によって費用は上記の金額を上回ってしまう場合があります。（配管延長距離、コンクリートの有無等）

※原則として、雨どい等から集められた雨水は污水管に接続できませんので、敷地内に浸透させることになります。

※外流しがある場合は污水管への接続となります。

○水洗便所改造資金貸付金制度がございます。

新築や建替え以外の接続工事で、上限金額が40万円までで、見積り金額以内の額（1万円ごと）を無利子にてお貸しする制度です。償還回数は、36回（毎月償還で3年間）です。詳細は下水道組合業務課へお問い合わせください。

●接続工事が済むと、2ヶ月に1度下水道使用料がかかります。

下水道使用料は水道の使用水量を基に算出しています。

《参考》2ヶ月で30m³使用した場合

（10%税込）

水道料金（口径 20mm）	下水道使用料	合計
4,444円	3,278円	7,722円

※使用水量によっては水道料金より高くなる場合もあります。

※公共汚水ますは（公共ます）と表記されているものと同じものです。

【問い合わせ先】

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課

049-288-3361

8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

トイレの水洗化は 3年以内に

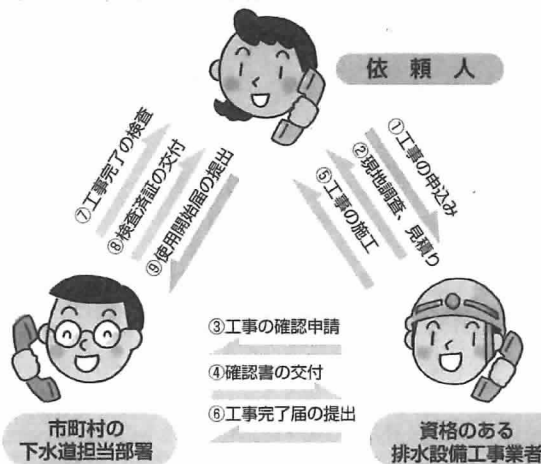
公共下水道が完成して供用開始の公示がされますと、皆様のご家庭の排水設備を公共下水道につなぐ工事をすみやかに行っていただくことになります。特に、くみ取り便所は公示後3年以内に水洗トイレに改造することが、法律で義務づけられています。また、浄化槽を利用されているご家庭でも、公共下水道に直結する水洗トイレに改造しなければなりません。



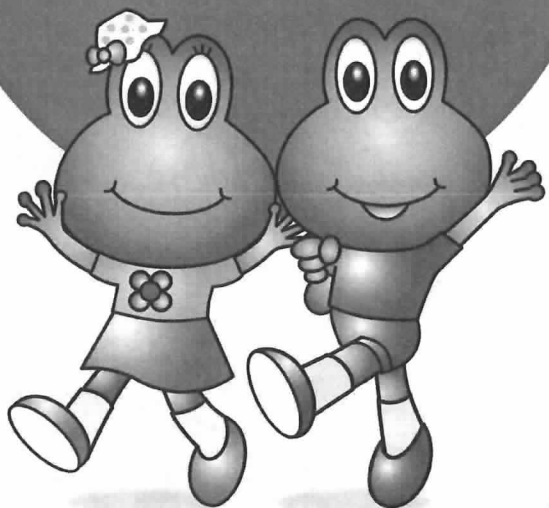
資格をもった 排水設備工事業者に

トイレの水洗化改造や排水設備工事は、皆さんの負担で行っていただきます。工事は、一定の技術水準にそって正しく行われないと、詰まって故障の原因になったり、公共下水道の機能に悪い影響を及ぼすことになります。そこで、工事に必要な専門知識と技術を持った「資格のある排水設備工事業者」が行うことになっています。

なお、排水設備工事業者では、工事にあたっての諸手続きを皆さんにかわって行います。



下水道に 接続しましょう!

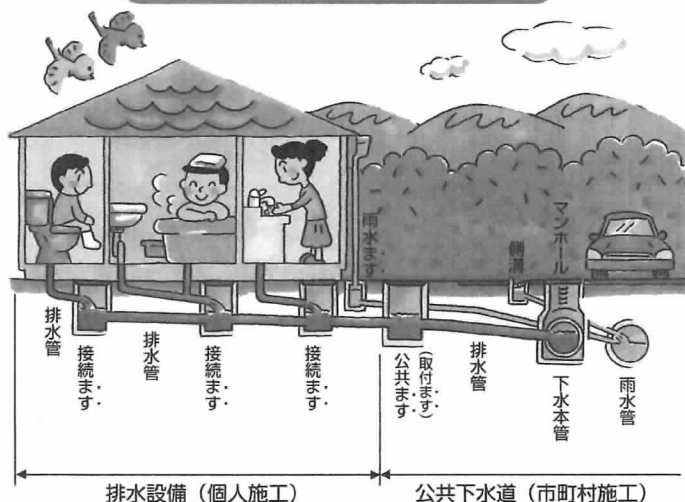


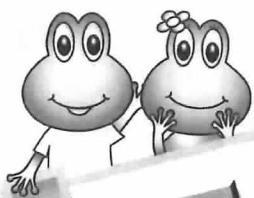
下水道に接続するためには 排水設備工事が必要です

宅地や建物からの汚水や雨水を公共下水道に流すために設置する排水管やますなどを「排水設備」といいます。

「排水設備」とは一般的に皆様のご家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共ます（接続ます）までの部分のことをいいます。

排水設備の設置例（分流式の場合）





下水道

ができてると...



水洗トイレが使用できます!!

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供やお年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、さわやかな暮らしになります。



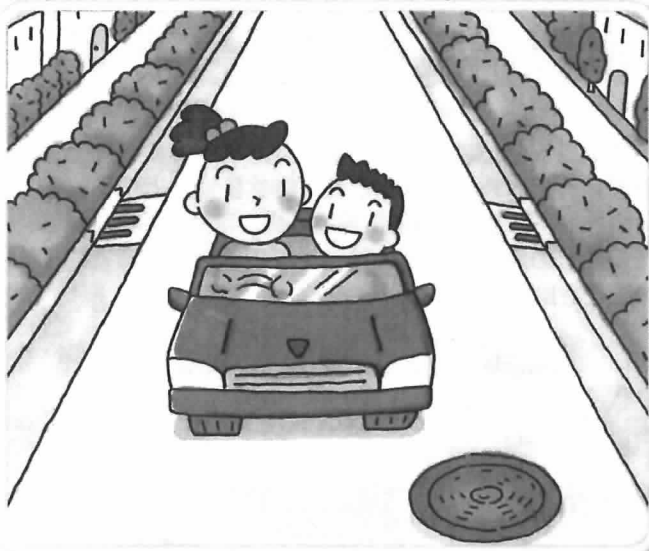
安全なまち—大雨が降っても 浸水しません!!

大雨が降っても、すばやく排水するので浸水の心配がなくなります。そして、災害から大切な生命や財産を守ります。



美しい自然—川や湖、海の水 がよみがえります!!

よごれた水は、きれいにしてから流すため、川や海、湖の水をよごさず、美しい自然が守られます。



きれいな街—くらしの環境が よくなります!!

きたないドブや水溜まりがなくなり、街並みがきれいに整備され、蚊や蝇などの害虫の発生が少なくなります。

図 標準設計布管取付
図 構造主す水汚公共

